

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 34 回栄養・特殊用途食品部会

日時：2012 年 12 月 3 日（月）～12 月 7 日（金）

場所：バート・ゾーデン・アム・タウヌス（ドイツ）

議題

1	議題の採択
2	a) コーデックス総会及び各部会からの付託事項
	b) FAO/WHO から提起された関心事項
3	乳幼児用の調整補助食品ガイドライン(CAC/GL 8-1991) の改訂案（ステップ 7）
4	表示を目的とした食事に関する非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の栄養参照量（NRVs）の策定と見直しのための原則
	a) 一般集団を対象とした食事に関する非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の栄養参照量（NRVs-NCD）を設定するための一般原則（ステップ 4）
	b) ビタミン、ミネラルの NRVs を設定するための一般原則と NRVs-NCD を設定するための一般原則の統合
	c) 栄養参照量（NRVs）案（ステップ 7）
5	コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量の追加/改訂原案（ステップ 4）
6	必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則（CAC/GL 9-1987）の改訂原案（ステップ 4）
7	乳幼児用穀物加工食品の規格基準（CODEX STAN 74-1981）に低体重児用の新規 PartB を挿入することに関する修正原案（ステップ 4）
8	フォローアップフォーミュラのコーデックス規格（CODEX STAN 156-1987）の見直しに関する提案
9	食品添加物リストの改訂原案
10	トランス脂肪酸のコーデックス定義の見直しに関する提案
11	その他の事項及び今後の作業
12	次回会合の日程及び開催地

第 34 回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 概要

1. 日時及び開催場所

日時：2012 年 12 月 3 日（月）～12 月 7 日（金）

場所：バート・ゾーデン・アム・タウヌス（ドイツ）

2. 参加国及び国際機関

62 加盟国、1 加盟機関、31 国際機関 合計 274 人

3. 我が国からの出席者

消費者庁食品表示課 課長	増田 直弘
消費者庁食品表示課 食品表示調査官	塩澤 信良
厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室 室長	鷺見 学
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課 国際専門職 (テクニカルアドバイザー)	矢野 貴子
特定非営利活動法人国際生命科学研究機構 特別顧問	浜野 弘昭
独立行政法人国立健康・栄養研究所食品保健機能研究部長	石見 佳子

4. 概要

議題 1. 議題の採択

国際食糧政策研究所 (International Food Policy Research Institute : IFPRI) より提案された、伝統的育種法による作物の栄養強化 (biofortification) については、議題 11「その他の事項及び今後の作業」として討議が行われることで合意された。また、食品表示部会 (CCFL) より付託されたトランス脂肪酸 (Trans Fatty Acid : TFA) に関する質問事項については、議題 10 ではなく議題 2a として検討されることとなった。

議題 2a : コーデックス総会及び各部会からの付託事項

《比較強調表示》

CCFL より照会のあった、微量栄養素の比較強調表示を行う際の栄養参照量 (Nutrient Reference Value : NRV) の 10% という条件について、10% という値は実用的アプローチ (pragmatic approach) の結果であり、科学的根拠に基づくものではないことが、部会で明らかにされた。

また、栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドラインの 6.3 章 (比較対照食品との量的差を規定した章) は主要栄養素と微量栄養素の両方を含むため分かりにくく、より明解な文章にすべきとの意見が示された。このほか、比較対照食品との比較は十分な量的差に基づくべきであり、微量栄養素含有量に係る 10% 差という条件は小さすぎるとの意見等、様々な意見が示された。

部会としては、選択可能なアプローチについては様々な意見があり、現時点ではこれ以

上の検討はできないが、CCFLにより 6.3 章の文章が明確化されるべきとの見解を示した。

《TFA フリー強調表示》

CCFL から CCNFSDU に対し、TFA フリー強調表示の要件の策定に関する助言を求められていたが、これについても、当該要件の策定を支持する意見や、“フリー”の解釈は各国で異なるとの意見、TFA が問題になっているのは数ヶ国のみであるとの意見等、様々な意見が示された。

部会では、TFA フリー強調表示の策定については、CCFL でもまだ決定していない旨説明があった。このため、部会としては、CCFL が TFA フリー強調表示の策定を決定した後に、当該要件について検討することで合意した。

《TFA 分析法》

CCNFSDU は CCFL から、TFA 分析法に関する以下の 2 点の検討について、分析・サンプリング法部会 (CCMAS) への諮問を依頼されていた。

- ・ 特定の油脂のみに適用されている AOCS¹ Ce 1h-05 が食品の TFA 分析にも適用できるか
- ・ 栄養表示ガイドライン用の飽和脂肪酸 (Saturated Fatty Acid : SFA) 分析法としてすでに Type II²とされている AOAC 996.06 について、栄養表示ガイドラインや栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン用の TFA 分析法として Type II とみなせるか

部会としては、現行の栄養表示ガイドラインに定義されている TFA について、分析法の適用性に係る検討を CCMAS に依頼することで合意した。

議題 2b : FAO/WHO から提起された関心事項

WHO からは、CCNFSDU の作業に関連する WHO の活動として、非感染性疾患の予防と管理に向けた世界的なモニタリングの枠組み等の紹介があった。また、ナトリウムとカリウムに関する WHO ガイドラインが 2012 年末までに公表予定であること、また、総脂質と糖類に関するガイドラインについては、2013 年の初旬にガイドライン検討委員会に諮る前にパブリック・コンサルテーションを行う予定であることが紹介された。さらに、総脂質摂取と体重増加、糖類摂取と体重増加に関連するシステムティック・レビューが 2012 年 12 月と 2013 年 1 月に、それぞれ英国医学雑誌 (British Medical Journal : BMJ) に掲載予定である旨紹介があった。この他、WHO からは、食事と健康に関する栄養ガイダンス専門家諮問グル

¹ アメリカ油化学会

² Type II (参照法) : Type I の設定が困難な場合の参照法として、Type III の分析法のうちから選ばれた分析法。係争の際また較正のために推奨される分析法。

[参考]

Type I (定義法) : 当該測定項目について許容される値を定義できる唯一の分析法; Type III (代替承認法) : コーデックスの要求基準を満たしており、おそらくは監督、監(検)査、規制の目的で利用される分析法; Type IV (暫定法) : 伝統的に用いられてきた方法、又は最近導入された方法で CCMAS での承認に必要な基準が定められていないもの

ープ (WHO Nutrition Guidance Expert Advisory Group: NUGAG) による SFA と TFA に関するシステマティック・レビューも現在進行中である旨紹介があった。

議題 3：乳幼児用の調整補助食品ガイドライン(CAC/GL 8-1991) の改訂案 (ステップ 7)

(経緯)

本議題については、母乳保育が普及しているガーナにおいて、生後 6 ヶ月までは問題がないものの、その後の栄養不足が大きな問題となっていることから、「年長乳児及び年少幼児用補助食品のガイドライン (CAC/GL08-1991)」について、ガーナが見直しを提案しているものである。

前回部会では、電子作業部会 (共同座長国：ガーナ、米国) で議論された結果等を基に議論が行われた。

最終的に議長からの提案により、調整補助食品は 6～24 ヶ月及びそれ以上の乳幼児に使用されるべきものであり、2002 年の WHO の報告書に加え、2003 年及び 2005 年のガイダンスの原則に関する文書を脚注に引用することで合意した。

また、原材料や衛生等、他の基準との整合性も含めて追加、更新、修正が行われるとともに、汚染物質については新規で項目が追加された。

本改訂原案についてはステップ 5 での採択を総会に諮ることが合意され、第 35 回総会において採択された。

(結果)

今次部会では、6.5 章 (炭水化物) 及び ANNEX について主に検討が行われた。

このうち、炭水化物については、6.5.1 章の「栄養甘味料 (nutritive sweetener) を使用する場合は、控え目に (sparingly) 使用すべきである」という規定案に関して検討が行われた。特に「栄養甘味料」と「控え目に」という用語の適切性について種々の意見が出されたが、結局部会としては、「甘味付与の目的で添加する炭水化物は控え目に使用すべきである」と修正することで合意した。

ANNEX については、ビタミンとミネラルの選択や量に関する手引きとなるため、ガイドラインに残すことで合意した。また、CX/NFSDU 11/33/8 に示された ANNEX 修正案には、ビタミンやミネラルの値として、①栄養素摂取基準値 (Reference Nutrient Intakes: RNIs) 又は Individual Nutrient Levels 98 (INL98)³、②推定平均必要量⁴、③RNI70%の 3 種類の値が記載されていたが、部会としては、①のみ記載し、当該ガイドラインの対象となる食品については、1 日当たりの分量中のビタミン及びミネラル含有量は、①の 50%以上と規定することで合意した。

部会としては、本改訂案をステップ 8 として第 36 回総会に諮ることで合意した。

議題 4：表示を目的とした食事に関係する非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の

³ RNIs, INL98 とも、ある対象集団において測定された必要量の分布に基づき、母集団に属する 98%の人が充足している量。「日本人の食事摂取基準」の「推奨量」とほぼ同義。

⁴ ある対象集団に属する 50%の人が必要量を満たす (同時に、50%の人が必要量を満たさない) と推定される摂取量。

栄養参照量 (NRVs) の策定と見直しのための原則

本議題については、食事に関連する栄養素欠乏による疾患や障害を除いた非感染性疾患のリスクに関連する栄養素の表示を目的とした栄養参照量 (Nutrient Reference Values: NRVs) を議論するものである。

(a) : 一般集団を対象とした食事に関係する非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の栄養参照量 (NRVs-NCD) を設定するための一般原則 (ステップ 4)

(経緯)

前回部会では、表示を目的とした食事に関係する非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の栄養参照量⁵ (NRVs for Labelling Purposes for Nutrients Associated with Risk of Diet-Related Noncommunicable Diseases: NRVs-NCD) の一般原則における科学的根拠の確からしさについて主に議論が行われた。我が国をはじめいくつかの国は、“Probable (おそらく確実)” は“Convincing (確実)” に比べると確からしさはやや弱いものの、科学的根拠は十分であり、NRVs を参照する多くの諸外国においては必要であるものとして“Probable” を残すことを支持した。一方、EU や米国は、“Convincing” のみとすることを主張し、WHO は“Probable” を含めることを支持した。最終的には、本文から“Probable” を削除する一方で、根拠として、“Probable” を含めることの適切さについて検討することを本文に追加することで合意した。また、本議題をステップ 3 に差し戻し、電子作業部会 (座長国：米国、共同座長国：タイ及びチリ) を設置することで合意した。

今次部会では、NRVs-NCD の科学的根拠レベルを“Convincing” に限定するか“Probable” も含めるか、各国が独自に NRVs-NCD を設定する場合の科学的根拠レベルをどうするかについて、主に議論が行われることとなった。

(結果)

議論の結果、各国が独自に NRVs-NCD を設定する場合の科学的根拠レベルについては、“Convincing” や“Probable” に限定せず、各国が科学的根拠レベルを柔軟に選択できる規定にすることで合意した。

また、WHO はすでに科学的根拠レベルの評価指標に“Convincing” という用語を用いておらず、新たに GRADE 分類⁶を用いていることから、NRVs-NCD の設定については“Convincing” など特定の用語のみに依拠する規定とするのではなく、GRADE 分類で“Convincing” に相当する科学的根拠レベルも採用できる規定にすべきとの意見があった。これに関して、WHO からは、2002 年 (WHO/FAO) と 2008 年 (FAO/WHO) のレポートでは科学的根拠レベルの評価指標として、“Convincing、Probably、Possible (可能性あり)、Insufficient (根拠不十分)” を用いていたものの、2009 年の WHO のレポート以降、WHO では、GRADE 分類” High

⁵ 我が国では、NRVs に相当するものとして「栄養素等表示基準値」が策定されており、栄養機能食品の表示事項として規定されているほか、栄養素等含有量に係る強調表示 (「豊富」「含有」「低」「ゼロ」等) の基準値の設定根拠となっている。なお、我が国でも、ナトリウム等、一部の栄養素については、生活習慣病の一次予防を目的とした「目標量」をベースに、栄養素等表示基準値が算出されている。

⁶ GRADE (Grading of Recommendations, Assessment, Development and Evaluation): WHO Handbook for Guideline Development (2012 年)

(http://apps.who.int/iris/bitstream/10665/75146/1/9789241548441_eng.pdf の 7 章に詳しい説明あり。)

(高い)、Moderate (中等度の)、Low (低い)、Very low (とても低い) ”を新たな評価指標として用いている旨説明があった。さらに、WHO 及び FAO から、栄養に関する FAO/WHO の合同専門家会合 (the Joint FAO/WHO Expert Meetings on Nutrition: JEMNU) の作業でも GRADE 分類を用いる予定である旨説明があった。NRVs-NCD の設定に係る規定に GRADE 分類を盛り込むことについては、時期尚早との意見や “Convincing” に限定すべきとの意見も一部出されたものの、最終的に部会としては、一般原則に GRADE 分類を盛り込む規定とすることで合意した。

この他、NRVs-NCD の設定に係る規定については、ある栄養素と非感染性疾患リスクとの関連が認められる要件として、「少なくとも 1 つ以上の主要な人口集団において (例: 成人)」という文言を挿入することに合意した。

部会としては、本改訂原案をステップ 5/8 として第 36 回総会に諮ることで合意した。

(b) : ビタミン、ミネラルの NRVs を設定するための一般原則と NRVs-NCD を設定するための一般原則の統合

(経緯)

NRVs については、ビタミン、ミネラルの NRVs と NRVs-NCD の双方を 1 つの定義文に規定することが CCFL より提案され、本年 7 月の第 35 回総会において、この定義案を栄養表示ガイドラインに明記することが採択されていた。

そして、もし 2 つの一般原則を統合する場合、NRVs については、必要量に基づく NRVs-Requirements (NRVs-R) と NRVs-NCD の用語を新たに用いることとした上で、それぞれの定義については一般原則内に明記するか、あるいは栄養表示ガイドライン (CAC/GL 2-1985) に明記するかを検討することとなった。

(結果)

部会としては、2 つの一般原則を統合することで合意した。

NRVs-R と NRVs-NCD の定義については、一般原則に明記するのではなく、栄養表示ガイドラインの 2.6 章 (NRVs の定義) 及び 3.4 章 (栄養素含有量の表示) に明記することとし、その修正案について第 41 回 CCFL に諮った上、第 36 回総会に諮ることで合意した。

(c) : 栄養参照量 (NRVs) 案 (ステップ 7)

(経緯)

前回部会では、SFA (20g/2000kcal/day)、ナトリウム (2000mg/day) について、ステップ 5/8 として総会に諮ることが合意された。しかし、本年 7 月の総会では、マレーシアから、NRVs-NCD 策定の一般原則はまだステップ 3 であり確定していないとの反対意見があり、SFA とナトリウムの NRVs-NCD については、ステップ 5 で採択の上、WHO のレビュー作業の結果も踏まえつつ、今次部会で引き続き検討されることとなった。

(結果)

フィリピンは、SFA の種類により生物学的特性や生理作用は異なるため、SFA の NRV-NCD 案 (20g/2000kcal/day) は支持しない旨コメントした。また、マレーシアは SFA の NRV 設定自体を支持しない旨コメントし、その理由として、SFA の NRV の設定については前回部

会で全会一致を得ていないこと、全ての SFA に血中コレステロール上昇作用があるわけではないこと、SFA の摂取は NCD と有意に関連しないことがいくつかの研究で示されていること等を挙げた。さらにマレーシアは、部会は総会の結果を尊重し、WHO によるレビュー作業の結果を待つべきである旨コメントした。この意見については、パキスタン、フィリピン、国際酪農連盟 (International Dairy Federation: IDF)、全米健康連盟 (National Health Federation: NHF) も支持を表明した。

一方、数ヶ国は SFA とナトリウムの NRVs 案をステップ 8 に進めることを支持し、その理由として、これらの値が” Convincing ” な根拠に基づくものであること、SFA、ナトリウムとも栄養成分表示を行う場合に必ず表示すべき成分として栄養表示ガイドラインに規定されていること、これらの NRVs の設定については、食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略を遂行する上で重要であること等を挙げた。また、米国は、もし特定の SFA の NRV を設定することになれば、その値は過度に限定的なものになってしまうこと、栄養表示ガイドラインでは各国政府が特定集団のための NRVs を柔軟に設定できる規定になっていること、WHO/FAO の勧告は食事の総 SFA を対象にしていること等を指摘した。

WHO からは、NUGAG により進められている SFA と TFA の最新ガイドラインの作成作業については、今後とも部会において進捗や結果を報告する予定であること、しかし、現在得られている科学的根拠に照らしても、20g という SFA の NRV-NCD 案は WHO として支持できる旨発言があった。また、2000mg というナトリウムの NRV-NCD 案については、成人と小児のための WHO ナトリウム摂取ガイドライン (2012 年) によっても支持されている旨発言があった。

部会としては、SFA とナトリウムの NRV-NCD 案について、ステップ 8 として第 36 回総会に諮ることで合意した。

《議題 4 に関連するその他の勧告》

栄養表示ガイドライン 3.4.4 章について

NRV に関する記載について、部会としては、「国際標準化やハーモナイゼーションのために」との記載を削除し、「健康的な食事摂取につながる消費者選択の支援のために (表示目的で NRV を活用すべきである)」との記載を新たに挿入すること、並びにこの修正案を CCFL に照会することで合意した。

たんぱく質の NRV の設定に関する新規作業の必要性について

(経緯)

NRVs の設定にあたっては、現行の栄養表示ガイドラインに示されている一般原則、議題 4 (b) で討議された一般原則改訂案、いずれの一般原則においても、FAO/WHO 最新データを一次資料とすべき旨が規定されている。

たんぱく質の NRV については、現行の栄養表示ガイドライン (CAC/GL 2-1985) では 50g と示されているが、FAO/WHO/国連大学 (United Nations University: UNU) 最新データ (2002

年)⁷に基づくと 58g となることから、NRVs の見直しに関する新規作業を支持するかどうかを検討することになった。

(結果)

たんぱく質の NRV の検討作業については、その重要度を疑問視する意見がある一方で、FAO/WHO/UNU のデータや信頼できる複数の科学機関 (Recognized Authoritative Scientific Bodies: RASB) より科学的根拠が示されていることから、たんぱく質の NRV の検討作業を支持する意見もあった。我が国は科学的根拠に基づく NRVs-NCD の設定には賛成の立場から、この検討作業を支持する旨発言した。

しかし、たんぱく質の NRV の検討作業については、栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量の追加/改訂原案 (注: 今次部会では議題 5 として討議) でカバーできるものであり、特段の新規作業とする必要性はない旨が示された。このため部会としては、たんぱく質の NRV の検討作業については、ビタミン及びミネラルの NRVs を討議する電子作業部会で検討することで合意した。

その他事項について

米国はカリウムの NRV-NCD 案に関する討議資料を用意する予定であり、FAO/WHO 及び RASB のデータを検討する旨表明した。

議題 5 : コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量の追加/改訂原案 (ステップ 4)

(経緯)

現行の NRVs は、栄養表示ガイドラインの本文に、また、一般集団を対象としたビタミン、ミネラルの NRVs 策定のための一般原則は同ガイドラインの ANNEX⁸に、それぞれ記載されている。しかし、現行の NRVs についてはデータソースが古いうえ、NRVs 未設定の栄養素も多く、見直しの必要性が指摘されてきた。

そこで、前回部会では、55 ヶ国から提出された各国の NRVs やその算定根拠及びデータを基に議論が行われた。データに関しては、各国により共有の専門用語がないことや、データ提出国の 50%以上がひとつの地域に集中していたこと、栄養素により科学的根拠を評価する文献調査数に幅があったことなどが報告された。全てのビタミン、ミネラルの見直しは実質的に難しいとの意見から、表示を目的とした重要度に応じて優先的に検討することが必要との意見が出された。しかし、オーストラリアが 28 種類全ての栄養素を対象とした NRVs を評価することを提案したため、オーストラリアを座長とする電子作業部会を設置することで合意し、原案をステップ 3 に差し戻し、今次部会で討議することで合意した。

栄養表示ガイドラインの NRVs はまだ更新に至っていないが、新たな NRVs の候補値

⁷ 『ヒト栄養におけるたんぱく質とアミノ酸必要量』(WHO/FAO/UMU 合同専門家会議報告書: 2002 年)
http://whqlibdoc.who.int/trs/WHO_TRS_935_eng.pdf

⁸ ビタミン、ミネラルの NRVs について、栄養表示ガイドラインの ANNEX には、36 ヶ月齢以上の一般集団に適用される旨が記載されている。また、同 ANNEX には、ビタミン、ミネラルの NRVs について、①消費者が個々の製品が健康的な食事摂取に相対的にどの程度寄与するかを推定するのに役立つ、②製品間の栄養素含有量を比較するための一手段になることから、NRVs を使用してもよい旨が記載されている。

(potential NRVs: pNRVs) が ALINORM 10/33/26 の Appendix IV に記載されている。今次部会では、pNRVs の適切性について、主に議論が行われることになった。

(結果)

pNRVs のうち、WHO/FAO の推奨量 (Recommended Nutrient Intakes: RNIs)⁹ に基づくビタミン K、B₁、B₂、B₆、B₁₂、ナイアシン、葉酸、パントテン酸、ビオチン、カルシウム、ヨウ素の pNRV については、値の多寡を中心に様々な議論がなされたが、値の適切性については概ね合意に至り、ステップ 5/8 として第 36 回総会に諮ることで合意した。

一方、WHO/FAO の RNIs に基づくものの、電子作業部会でおそらく不適切 (potentially unsuitable) と判定されたビタミン A、D、E、C、マグネシウム、セレンの pNRV については、部会としてもこれらを不適切とみなすことで合意した。また、JEMNU を通じて、WHO/FAO から科学的助言が得られるのであれば、次回部会での検討に向けて、WHO/FAO に対する質問を電子作業部会で考えていくべきであるとの合意に至った。FAO 及び WHO は、その質問は優先度を考慮し明確なものであること、また、検討に要する時間はその質問の性質や得られる情報源に依存する旨指摘した。

この他、部会では米国で NRVs の設定作業が行われていること、また、EU では欧州食品安全機関 (European Food Safety Authority: EFSA) がビタミン、ミネラルのフルレビューを行っており、2015 年に終了予定である旨連絡があった。

鉄と亜鉛については、各国の食事の特性によって体内吸収率が異なるため、複数の pNRV が提案されており、部会でも様々な意見が示された。しかし、現時点では鉄と亜鉛の pNRV の問題には対処できず、さらなる検討が必要とされた。また、WHO/FAO の RNIs ではなく米国医学研究所 (Institute of Medicine: IOM) の食事摂取基準に基づくリン、塩化物、銅、フッ素、マンガン、クロム、モリブデンの pNRV については、検討を先送りすることで合意した。

RASB の定義については、電子作業部会の定義案を基にいくつかの修正が加えられた。このうち、RASB としての要件の一つに、1 日当たりの摂取目安量に関する科学的助言を行っていることが規定されていたが、その科学的助言が何ヶ国の政策で活用されていればよしとするかで議論になった。米国をはじめ数ヶ国は 2 ヶ国以上にすべきと主張したが、2 ヶ国以上を要件とした場合、その要件を満たす RASB は極めて限定され、偏ったデータが提供される可能性が否定できないことから、我が国をはじめ数ヶ国は、1 ヶ国以上を要件とすべきと発言した。結果、部会としては 1 ヶ国以上を要件とする案で合意した。

ナイアシンと葉酸の変換係数については、その妥当性について様々な意見が示されたが、部会としては、変換係数の表に注釈を付け、変換係数は国家当局への情報提供が目的であり、変換係数自体のハーモナイゼーションを意図したものではないことを明記することで合意した。また、ビタミン A、E の変換係数については、次回部会でさらに検討することで合意した。

今次部会では、この他の事項 (鉄と亜鉛の“生体利用率”という用語を“吸収率”に置き換えること等) については特に検討が行われず、今後電子作業部会でさらに検討してい

⁹ p3 の RNIs 及び INL98 と同義。

くこととなった。

部会としては、オーストラリアを座長国とする電子作業部会を立ち上げ、①ビタミン A、D、E、C、マグネシウム、セレン、鉄、亜鉛の NRVs-R と変換係数に関する追加/改訂原案の提言、②たんぱく質に係る NRV の検討と NRV-R 改訂案の提言、③RASB 定義の検討と最終定義案の提言等を付託事項として、NRVs に係る作業を行っていくことで合意した。また、値の適切性が認められた pNRVs、及びナイアシンと葉酸の変換係数等についてはステップ 5/8 として進めること、また他の値については前述のとおり電子作業部会でさらに検討を行うこととし、ステップ 3 として次回部会で検討することで合意した。

議題 6：必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則（CAC/GL 9-1987）の改訂原案（ステップ 4）

（経緯）

前回部会では、一般原則の各章の目的、個々の原則について議論が行われたが、さらなる検討が必要とのことから、本議題についてはステップ 3 に差し戻された。なお、今次部会で討議される改訂原案の 3.1.3 章では、必須栄養素の義務的添加、任意添加のいずれについても各国事情に従うべきとの原則が示されている。

今次部会では、一般原則の枠組みについて、主に議論が行われることとなった。

（結果）

総論的な内容としては、一般原則の対象に特殊用途食品を含めるかどうか、章によっては必須栄養素の義務的添加と任意添加を明確に書き分けるべきか等について議論が行われたが、いずれの事項についても結論が得られず、今後検討を行っていくこととなった。

また、一般原則の枠組みについても様々な議論が行われたが、いずれの事項についても結論又は合意は得られなかった。

部会としては、討議文書の準備や次回部会での検討に向けて、カナダを座長国、ニュージーランドを共同座長国とする電子作業部会を立ち上げることとし、ステップ 3 として次回部会で検討することで合意した。

議題 7：乳幼児用穀物加工食品の規格基準（CODEX STAN 74-1981）に低体重児用の新規 PartB を挿入することに関する修正原案（ステップ 4）

（経緯）

本議題については、穀物を原料とした栄養補助食品について、インドが新たに「低体重乳幼児用の穀物加工食品の規格」の策定を提案したものである。インドの提案に対し、WHO より、途上国における低体重児には発育不全の問題もあるため、低体重の取組みを単に行っても、小児の低栄養に関する世界的な問題の解決にはならないことや、穀類及び豆類だけでは低栄養についての対策としては不十分であることが明確に示されていることが挙げられ、今後作業を進める場合には、概念及び方法について慎重な検討を行うべきとの指摘があった。しかしながら、タイをはじめとする複数の国が、本作業のコンセプトを支持し、現行規格はそのまま、低体重児のための新規規格パート B を作成することとされた。前回部会では、インドを座長とする電子作業部会において、特に必須成分や穀類含量、エネルギー

ギー密度やたんぱく質量について十分な議論が行われたが、部会では十分な討議ができなかったため、今次部会ではステップ3でコメントを回付し、検討することとなった。しかし、討議文書が回付されたのは部会直前であった。

(結果)

討議文書の検討には事前に時間が必要との意見や、低体重になるリスクのある小児向けの食品は規格のパートAで対処できるのではないかとの意見が数ヶ国から示された。

WHOは、パートBとして提案されている規格の範囲 (scope) はより明確化する必要があると指摘した。また、低体重は - 1 標準偏差以上か - 2 標準偏差以上かを問わず、発育不全 (stunting) とるいそう (wasting) が複合したものであり、発育不全とるいそうの小児に必要な食事は同一ではないと指摘した。さらに WHO は、CX/NFSDU 12/34/10 に示されている低体重リスクのある小児はある地域では全ての小児に該当し、現行規格で対処できる可能性があること、また、インドが取り組みたいのはおそらく、身長体重比が WHO の小児成長基準 (WHO child growth standards) の中央値に対し - 3 から - 2 Zスコア¹⁰の中等度急性栄養失調の小児ではないかと指摘した。

部会としては、インドを座長国、ボツワナを共同座長国とする電子作業部会を立ち上げ、部会での指摘事項をもとに規格原案の改訂を行っていくこと、また、修正原案を電子作業部会に差し戻し、ステップ3として次回部会で議論することで合意した。

議題 8 : フォローアップフォーミュラのコーデックス規格 (CODEX STAN 156-1987) の見直しに関する提案

(経緯)

ニュージーランドは、フォローアップフォーミュラに関する現行規格が策定されてから20年以上たち、技術的な発展だけでなく、フォローアップフォーミュラの多様化も考慮に入れて更新をする必要があることから、規格の見直し及び見直しの範囲 (全面的か部分的か) について提案したが、十分な討議ができなかったため、今次部会で検討することとなった。なお、前回部会では、WHO の代表より、現在の母乳代替品の販売促進に関する規格に関連して、フォローアップフォーミュラに関する作業を進めていることが示された。

(結果)

部会としては、現行規格を全面的に見直すことで合意した。

現行規格ではフォローアップフォーミュラの対象年齢は6ヶ月から1歳の乳児とされているが、これに関して、12ヶ月以下の乳児を対象とするインファントフォーミュラ及び乳児用特殊医療用フォーミュラの規格と対象年齢が重複している旨指摘があった。また、フォローアップフォーミュラ規格自体の要不要論も交わされた。

議論の結果、部会としては、フォローアップフォーミュラの規格が、乳幼児の栄養に関する世界勧告に照らしても、やはり必要かどうか等について検討することで合意した。

WHO は、世界保健総会 (World Health Assembly: WHA) ではいわゆるフォローアップミ

¹⁰ ある観測値が平均値から標準偏差の何倍程度離れているかを示す指標。(観測値 - 平均値) ÷ 標準偏差により算出される。

ルクのような調製乳は不要（WHA 39.28）と明確に示されている旨指摘した。このため、もし現行規格の全面的見直しの中で、6ヶ月から3歳児におけるフォローアップフォーミュラの利用実態調査も行うのであれば、WHO としてもこの全面的見直し作業を支持する旨発言があった。

部会としては、フォローアップフォーミュラの規格の見直しに関する新規作業を進めるため、ニュージーランドを座長国、フランスとインドネシアを共同座長国とする電子作業部会を立ち上げることで合意した。

議題 9：食品添加物リストの改訂原案

（経緯）

インファントフォーミュラ及び乳児用特殊医療用フォーミュラの規格に含まれる食品添加物の分類について、食品添加物部会（CCFA）より生理的体成分や生理的代謝物などの分類分けが提案されたことから、クエン酸塩及びリン酸塩を添加物リストに含むべきとされた（クエン酸ナトリウムとクエン酸カリウムはすでに含まれている）。今後は、スイスが添加物リストを修正の上、回付することとされていたが、実際に回付されたのは部会直前であった。

（結果）

部会としては、討議文書については事前確認の時間がなかったことから、次回部会で検討を行うことで合意し、スイスは各添加物の要否情報を収載した討議文書を用意することとなった。

議題 10：トランス脂肪酸のコーデックス定義の見直しに関する提案

（経緯）

TFA のコーデックス定義は栄養表示ガイドラインに示されているが、現行の定義では共役脂肪酸は除外されている。また、同ガイドラインの脚注には、新しい科学的データが得られた場合は、現行の定義を見直す可能性のある旨が示されている。

前回部会では、現行の定義の見直しに関する議論が行われ、このなかでオーストラリアより、共役脂肪酸を除外している現行の定義は、健康影響に関する最新の研究を基に見直しを検討すべきとの発言があった。共役脂肪酸を TFA の定義に含めるかどうかは新たな論点となるため、部会はオーストラリアに対し、今次部会において新規作業としての提案を行うように要請した。

今次部会では、本件を新規作業にすべきか否かについて議論が行われることとなった。

（結果）

オーストラリアの要求に対して、WHO からは、SFA と TFA に関する作業が NUGAG のサブグループで進行中であり、共役脂肪酸についても冠動脈疾患の発症や全死亡率等、主要健康指標への影響に関するレビューを行っているが、健康上の利益との関連については調査していない旨発言があった。

部会としては、NUGAG の作業結果が得られるまで、本議題の議論は行わないことで合意した。

議題 11：その他の事項及び今後の作業

IFPRI は伝統的育種法による作物の栄養強化に関するプレゼンを行い、次回部会用の討議文書を用意する旨提案した。

部会ではこの提案を支持する意見があった一方で、討議文書の目的を問う発言や、新規作業とすること自体に否定的な意見もあった。

結果的に、カナダは IFPRI と協同して討議文書の目的を明確化していくことを提案し、部会で承認された。

議題 12：次回会合の日程及び開催地

第 35 回部会は、2013 年 11 月 4 日から 11 月 8 日に、ドイツ（場所未定）にて開催される予定である。

栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
乳幼児用の調整補助食品ガイドライン (CAC/GL 8-1991) の改訂案	8	第 36 回総会
栄養参照量 (NRVs) 案	8	第 36 回総会
一般集団を対象とした食事に関する非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の栄養参照量 (NRVs-NCD) を設定するための一般原則原案	5/8	第 36 回総会
コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量の追加/改訂原案 (ビタミン K、B ₁ 、B ₂ 、B ₆ 、B ₁₂ 、ナイアシン、葉酸、パントテン酸、ビオチン、カルシウム、ヨウ素及び関連脚注)	5/8	第 36 回総会
ビタミン、ミネラルの NRVs を設定するための一般原則と NRVs-NCD を設定するための一般原則の統合	採択	第 36 回総会
コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量の追加/改訂原案 (上記以外の栄養素の値 (たんぱく質を含む))	2/3	電子作業部会 (座長国：オーストラリア) 第 35 回栄養・特殊用途食品部会
必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則 (CAC/GL 9-1987) の改訂原案	2/3	電子作業部会 (座長国：カナダ、共同座長国：ニュージーランド) 第 35 回栄養・特殊用途食品部会
乳幼児用穀物加工食品の規格基準 (CODEX STAN 74-1981) に低体重児用の新規 PartB を挿入することに関する修正原案	2/3	電子作業部会 (座長国：インド、共同座長国：ボツワナ) 第 35 回栄養・特殊用途食品部会
フォローアップフォーミュラのコーデックス規格 (CODEX STAN 156-1987) の見直しに関する提案	1/2/3	電子作業部会 (座長国：ニュージーランド、共同座長国：フランス、インドネシア) 第 35 回栄養・特殊用途食品

		部会
NCD のリスクに関連するカリウムの NRV 候補値に関する討議文書	討議文書	米国
食品添加物リストの改訂原案	討議文書	スイス
伝統的育種法による作物の栄養強化に関する討議文書	討議文書	カナダ、IFPRI

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 20 回食品輸出入検査・認証制度部会

日時 : 2013 年 2 月 18 日 (月) ~22 日 (金)

場所 : チェンマイ (タイ)

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項
3(a)	CCFICS の作業に係る FAO 及び WHO の活動に関する報告
3(b)	CCFICS の作業に係る他の国際機関の活動に関する報告
4	国内の食品管理システムに係る原則及びガイドライン原案(ステップ 6 及び 3)
5	その他の事項及び今後の作業
5(a)	食品輸出国を対象とした多岐にわたる質問票の負担に関する討議文書
5(b)	国内の食品管理システムの規制面での実施状況のモニタリングに関する討議文書
5(c)	食品安全に関する緊急事態への対応に係る更なるガイダンスの必要性及び動物用飼料を取り扱うための緊急事態と受け入れ拒否に係る CCFICS 文書修正提案分析に関する討議文書
6	次回会合の日程及び開催地
7	報告書の採択

第 20 回食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）の主な検討議題

日時：2013年2月18日（月）～22日（金）

場所：チェンマイ（タイ）

主要議題の検討内容

仮議題 4 国内の食品管理システムに係る原則及びガイドライン原案(ステップ 6 及び 3)

国内の食品管理システムが確立していない途上国だけでなく、既に当該システムを確立している国の双方にとって役立つ包括的な食品管理システムの枠組みを提供し、政府及びその担当部局が国内の食品管理システムを作成、運用及び改善を支援するために作成しているものである。

昨年7月に開催された物理的作業部会が作成した原案（CX/FICS 13/20/3）がすでに回付されている。特に、今般step3で議論される第4章については、①Policy setting→②System design→③Implementation→④Monitoring and System reviewの4つのステップと最後の④の結果からすべての工程にフィードバックされる継続的改善（Continuous improvement）から構成されるダイアグラムが提示され、各工程で必要となる要素が示されている。

各国、様々な形式の食品管理システムが存在しうる実態を踏まえつつ、先進国及び発展途上国共に有益となる原則及びガイドラインの作成となるよう、わが国のシステムの実態も踏まえながら、適切に対応したい。

仮議題 5(a) 食品輸出国を対象とした多岐にわたる質問票の負担に関する討議文書

食品輸出国及び輸出施設は、輸入国の規制当局から、検査システム、家畜衛生等の評価に関して様々な質問事項を受け取り、それが貿易上の障壁となっているとの問題意識から、輸出国等への質問事項に関する標準的な文書の構築を提案していたもの。（提案国：コスタリカ）

電子的作業部会（EWG）において、問題点及び解決法について検討した結果として、国内の食品管理システムを評価するための一般的な質問票の開発を目的としたプロジェクトドキュメントが提案されている。

プロジェクトドキュメントにおいては、国の食品管理システムを評価するための適切な情報のレベルでの質問票等について検討されることとなっている。輸入国と輸出国間での適切な情報・意見交換が重要との認識のもと、基本的な衛生情報が網羅されるとともに、我が国が引き続き必要な情報を入手できるよう、適切に対応したい。

仮議題 5(b) 国内の食品管理システムの規制面での実施状況のモニタリングに関する討議文書

国内の食品管理システムに係る原則及びガイドライン（仮議題4）を補完するため、各国の規制当局がシステムの規制面での実施状況を評価するに当たって活用できる指標や適切な措置についての原則及びガイドラインを作成しようとするもの。前回会議では、仮議題4が完了しない中で進めることに反対が多かったため、EWG（議長国：米国）において各国がどのように食品管理システムのモニタリングを行っているのか状況を把握するための質問票を作成・送付することとなっていた。

今般、その回答の取りまとめとともに、食品管理システムのモニタリング実施に関する原則とガイドライン作成のプロジェクトドキュメントが提案されている。このため、仮議題4（特に第4章；国内食品管理システムの枠組み）の進捗状況を見つつ本作業を進めるべきとの立場で、評価するための指標を各国がどのように考えているのか十分聴取し、我が国が適切にシステムの評価を行うことができるよう適切に対応したい。

仮議題 5(c) 食品安全に関する緊急事態への対応に係る更なるガイダンスの必要性及び動物用飼料を取り扱うための緊急事態と受け入れ拒否に係るCCFICS 文書の修正提案の分析に関する討議文書

国際酪農連盟が前回行った提案を整理し、情報交換に関する既存のコーデックス文書（CAC/GL 19-1995及びCAC/GL 25-1997）を修正することを含め、米国がさらなる討議文書の作成を行うこととなっていたもの。

今回、米国より、章立ての再構築を伴う以下のようなプロジェクトドキュメントが提示されている。

- ・ 既存のCodex文書である食品安全の緊急事態における情報交換に関する原則及びガイドライン（CAC/GL19-1995）及び輸入食品の受け入れ拒否についての情報交換に関するガイドライン(CAC/GL25-1997)における動物用飼料の記述を、食品安全に係る場合に明確化する提案。
- ・ 食品安全の緊急事態における情報交換に関する原則及びガイドライン（CAC/GL19-1995)に、INFOSAN(国際食品安全当局ネットワーク)などの国際的な仕組みを反映し、関係者の役割を明確化する提案。

既存のCodex文書及びFAO、WHO文書との重複を避け、加盟国にとって有益な文書となるよう、適切に対応したい。